



愛称 **エマージング・プロ毎月**
ピクテ新興国高配当株式低ボラティリティ戦略ファンド(毎月決算型)

愛称 **エマージング・プロ1年**
ピクテ新興国高配当株式低ボラティリティ戦略ファンド(1年決算型)
追加型投信／海外／株式

委託会社[ファンドの運用の指図を行う者]

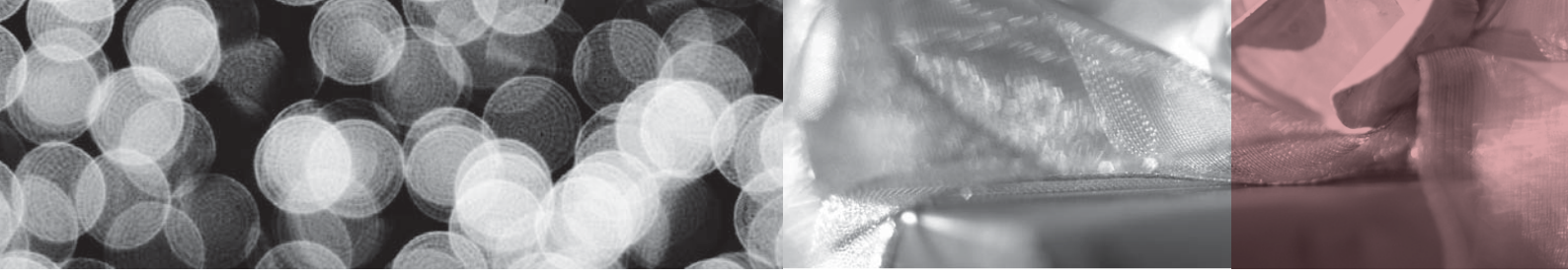
ピクテ投信投資顧問株式会社 金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第380号

電話番号 0120-56-1805 (受付時間:委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで) [ホームページ・携帯サイト\(基準価額\)](http://www.pictet.co.jp) www.pictet.co.jp

受託会社[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

株式会社りそな銀行

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードすることができます。
また、本書にはファンドの投資信託約款の主な内容が含まれていますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されています。



ファンドの名称について

本書において、以下の略称を使用することがあります。

ファンドの正式名称	略称
ピクテ新興国高配当株式低ボラティリティ戦略ファンド(毎月決算型)	毎月決算型
ピクテ新興国高配当株式低ボラティリティ戦略ファンド(1年決算型)	1年決算型

※総称して「ファンド」または個別に「各ファンド」という場合があります。

商品分類および属性区分

商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	海外	株式

属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 〔投資信託証券 (株式)〕	毎月決算型: 年12回(毎月)	エマージング	ファンド ・オブ ・ファンズ	なし
	1年決算型: 年1回			

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)で閲覧できます。

- 本目論見書により行う「ピクテ新興国高配当株式低ボラティリティ戦略ファンド(毎月決算型)」および「ピクテ新興国高配当株式低ボラティリティ戦略ファンド(1年決算型)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成27年4月15日に関東財務局長に提出しており、平成27年5月1日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は受託会社において信託法(平成18年法律第108号)に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書は、投資者から請求された場合に販売会社から交付されます。また、投資者が請求目論見書の交付を請求した場合には、投資者自ら交付請求をしたことを記録しておいてください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社の情報

委託会社名	ピクテ投信投資顧問株式会社
設立年月日	昭和61年12月1日
資本金	2億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	2兆801億円 (平成27年2月末日現在)

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

毎月決算型

ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、分配金原資の獲得と信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。

1年決算型

ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。

ファンドの特色

Point 1

主に新興国の高配当利回りの株式に分散投資します

Point 2

相対的にボラティリティ(価格変動リスク)の低い運用を目指します

Point 3

毎月決算型

毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

1年決算型

年1回決算を行います

ファンドの目的・特色

ファンドの特色

Point 主に新興国の高配当利回りの株式に分散投資します

- 主に新興国の高配当利回りの株式に投資します。

新興国とは…

一般的に先進国と比較して経済や証券市場が未成熟でも経済が急成長しているか、その可能性が高い発展途上国や地域を指し、エマージング諸国とも呼ばれます。IMFや世界銀行等の国際機関が市場の発展を支援していることもあり、今後も市場規模の拡大が期待されています。

配当とは…

通常、株式を発行した企業は利益を上げると株主にその一部を分配します。その分配された利益を「配当」といいます。

配当利回りとは…

株価に対する年間配当金の割合を示す指標です。1株当たりの年間配当金額を現在の株価で割って求めます。

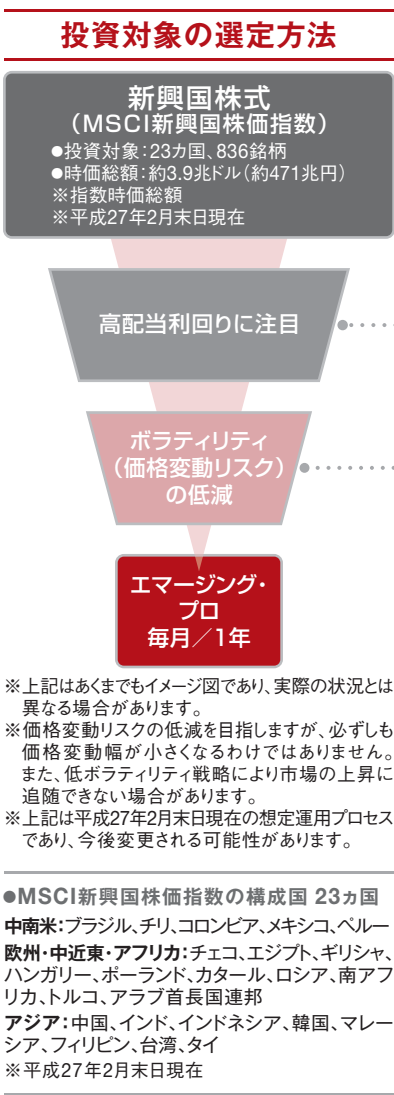
$$\text{配当利回り}(\%) = \frac{\text{1株当たり配当金}}{\text{株価}} \times 100$$

新興国株式への投資にあたっては、「配当利回り水準」に注目します。

※すべての企業が配当を行うわけではありません。また、配当政策は各企業によって異なります。
※実際に投資する銘柄の選択は投資プロセスに沿って行われます。

Point 2 相対的にボラティリティ(価格変動リスク)の低い運用を目指します

- 個別銘柄の価格変動特性や相関に注目し、ボラティリティの低いポートフォリオを構築します。
- さらに、新興国リスク分析により高リスク国への投資比率を低減します。



新興国株式のなかでも「高配当利回り」に注目します。株価の値上がり益に加えて配当収入も期待できます。

●株式投資の収益の源泉とは？

株価

+

配当

ボラティリティ(価格変動リスク)の低減を目指します

Step 1 主に相対的に価格変動の低い銘柄を選びます。

値動きが相対的に大きい銘柄の組入れを減らし、値動きが相対的に小さい銘柄を選びます。

(イメージ)

値動きが大きい

値動きが小さい

Step 2 値動きの異なる銘柄を組み合わせます。

値動きが似ている銘柄同士の組み合わせはなるべく避け、値動きが異なる銘柄を組み合わせます。

(イメージ)

値動きが似ている

値動きが似ていない

Step 3 リスクの高い国の組入比率を引下げまたは投資をしません。

財政危機や紛争などリスクが高まった国は引下げるかまたは投資をしません。

財政危機

紛争



ファンドの目的・特色

Point 3

毎月決算型 —— 毎月決算を行い、
収益分配方針に基づき分配を行います

1年決算型 —— 年1回決算を行います

※販売会社によっては「毎月決算型」または「1年決算型」のいずれか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

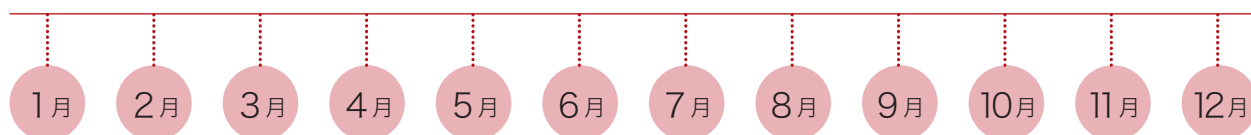
- 原則として以下の方針に基づき分配を行います。

	毎月決算型	1年決算型
決算日	毎月10日 (休業日の場合は翌営業日) ※初回の決算日は平成27年7月10日とします。	毎年5月10日 (休業日の場合は翌営業日)
分配方針	<ul style="list-style-type: none">・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。	<ul style="list-style-type: none">・ 収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
	<ul style="list-style-type: none">・ 収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。	
	<ul style="list-style-type: none">・ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。	

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

毎月決算型の分配イメージ

分配金(決算日・毎月10日(休業日の場合は翌営業日))

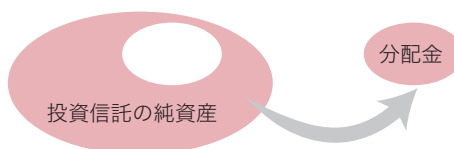


※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

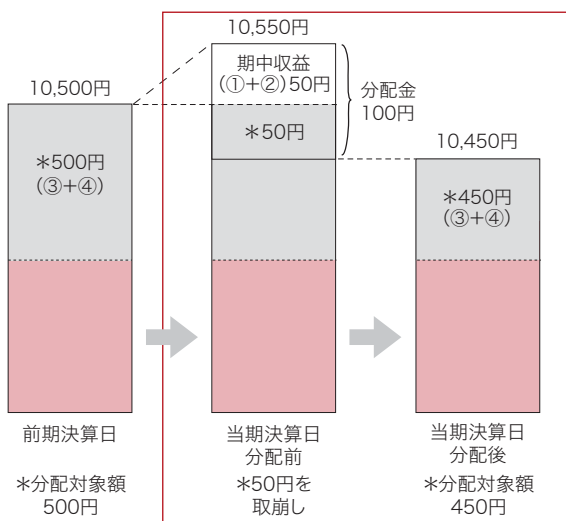
投資信託で分配金が支払われるイメージ



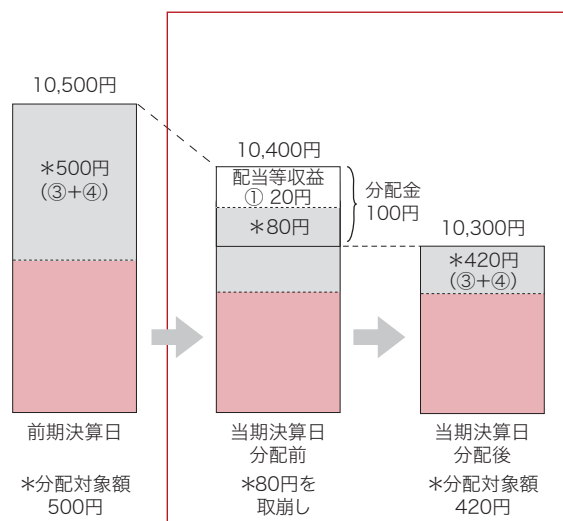
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

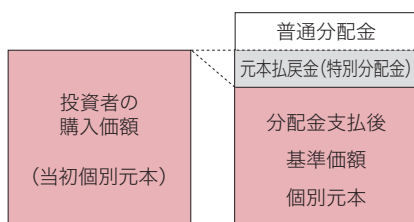


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

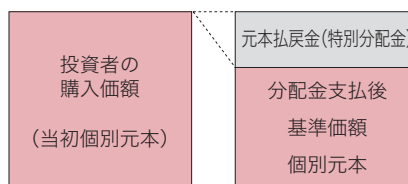
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

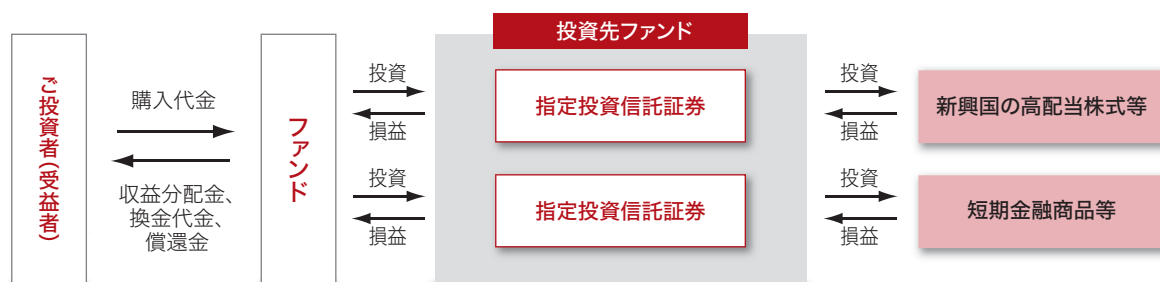
元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。ファンドでは、指定投資信託証券として後記に掲げる各投資信託を主要投資対象とします。
- 指定投資信託証券は、主に新興国の高配当利回りの株式に投資を行う投資信託および元本の安定性の確保を目的とする投資信託の受益証券または投資証券とします。なお、指定投資信託証券は委託会社により適宜見直され、前記の選定条件に該当する範囲において変更されることがあります。平成27年4月15日現在の各指定投資信託証券の概要につきましては、後記をご覧ください。なお当該概要は今後変更となる場合があります。



資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託の受益証券以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

指定投資信託証券の概要

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-新興国株式ボラティリティ低減ファンド
 [毎月決算型] クラスP分配型受益証券
 [1年決算型] クラスPY分配型受益証券

形態／表示通貨	ルクセンブルグ籍外国投資信託／円建て
主な投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に新興国の高配当利回りの株式に分散投資します。 ・ 相対的にボラティリティの低いポートフォリオを構築します。

※本書において上記ファンドを「新興国株式ボラティリティ低減ファンド」という場合があります。

ピクテ - ショートターム・マネー・マーケット JPY クラスI 投資証券

形態／表示通貨	ルクセンブルグ籍外国投資法人／円建て
主な投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 円建てでの高水準の元本の安定性と短期金融市場金利の確保を目的とします。 ・ 短期金融商品等に投資します。 ・ 投資する証券の発行体の信用格付は、A2/P2以上とします。

※本書において上記ファンドを「ショートタームMMF JPY」という場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等（外国証券には為替変動リスクもあります。）により変動し、下落する場合があります。
- したがって、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

株式投資リスク（価格変動リスク、信用リスク）

- ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。
- 株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。

為替変動リスク

- ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。
- 円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。

カントリーリスク

- ファンドが実質的な投資対象とする新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進国と比較して大きくなる場合があります。政治不安、経済不況、社会不安が証券市場や為替市場に大きな影響を与えることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落する場合があります。
- 実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化により証券市場や為替市場等に混乱が生じた場合、またはそれらの取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。その他、当該投資対象国・地域における証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーに係るリスクおよび企業会計・情報開示等に係るリスク等があります。

デリバティブ取引に伴うリスク

- 投資先ファンドにおいて株式や為替に関するデリバティブ取引を行うことがありますので、このような場合には、ファンドの基準価額は当該デリバティブ取引の価格変動の影響を受けます。
- 店頭デリバティブ取引を行う場合には、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になるリスクがあります。

流動性リスク

- 一般に新興国の証券市場の時価総額および取引量は、先進国市場に比べて小さく、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、ファンドおよび投資先ファンドにおいて機動的に有価証券等を売買できない場合があります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

リスク低減手法に関するリスク

- ファンドは、実質的な投資対象国のリスク分析に基づき投資国を選別し、基準価額の下落リスクの低減を目指す手法により運用されますが、想定外の市場動向等により当該手法が効果的に機能しない場合もあり、基準価額の下落リスクを低減できないことや市場の上昇に追従できないことがあります。また、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避できるものではなく、また一定の基準価額水準を保証するものでもありません。
- リスクが高いと判断した国の組入比率を変更する際、組入株式の流動性等の観点から当該組入株式を売却せず、当該高リスク国の株式市場の株価指数先物売り建てることによりリスクの低減を図ることがありますが、この場合組入れている株式と当該株価指数の構成銘柄が異なることから十分なリスク低減効果が得られないことがあります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

- ファンドの運用におけるリスクの評価・分析および資産の組入れの状況等ならびに投資信託約款、投資ガイドライン、法令諸規則の遵守状況および運用・トレーディングの状況等のモニタリングは、運用部署から独立した部署で行っています。
- モニタリングの結果は、上記部署により定期的に投資管理およびコンプライアンス関連の委員会へ報告されると共に、必要に応じて経営陣へも報告され、適切なファンドのリスク管理を行っています。

※リスクの管理体制は、平成27年2月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

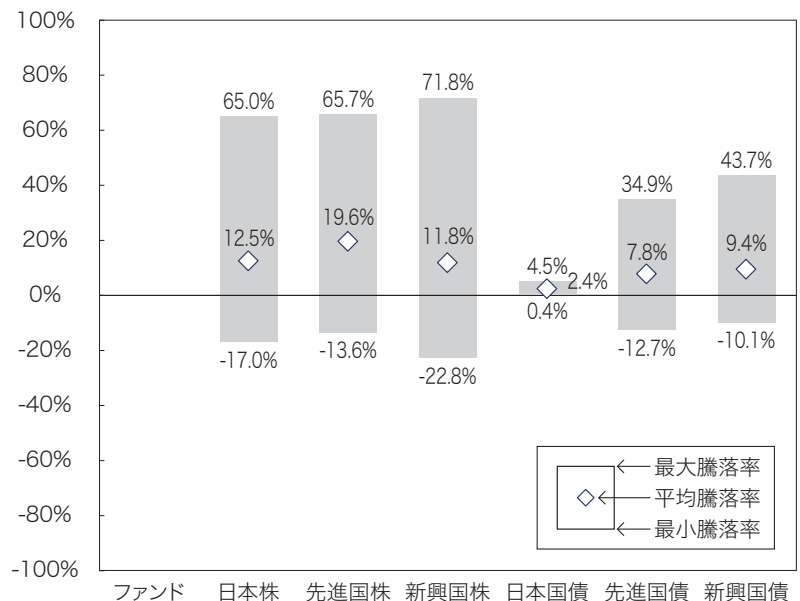


参考情報

ファンドの年間騰落率 および分配金再投資基準価額の推移

ファンドの運用は平成27年5月29日より開始する予定であり、該当事項はありません。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較※ (2010年3月～2015年2月)



上記グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したのですが、ファンドの騰落率については運用開始前のため該当事項はありません。なお、すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※対象期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を代表的な資産クラスについて表示したものです。各資産クラスについては以下の指数に基づき計算しております。

<各資産クラスの指数>

- 日本株 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
 - 先進国株 MSCIコクサイ指数 (税引前配当込み、円換算)
 - 新興国株 MSCIエマージング・マーケット指数 (税引前配当込み、円換算)
 - 日本国債 NOMURA-BPI国債
 - 先進国債 シティ世界国債指数 (除く日本、円換算)
 - 新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド (円換算)
- (海外の指数は、為替ヘッジをしない投資を想定して、ドルベースの各指数を委託会社が円換算しております。)

—— 上記各指数について ——

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) : 東証株価指数 (TOPIX) とは、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象とし、浮動株ベースの時価総額加重型で算出された指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所 (以下「東証」といいます。) に帰属します。東証は、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。東証は同指数の算出もしくは公表方法の変更、同指数の算出もしくは公表の停止または同指数の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- MSCIコクサイ指数 (税引前配当込み) : MSCIコクサイ指数とは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc. に帰属します。
- MSCIエマージング・マーケット指数 (税引前配当込み) : MSCIエマージング・マーケット指数とは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc. に帰属します。
- NOMURA-BPI国債 : NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また同社は同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果に関して一切責任を負いません。
- シティ世界国債指数 (除く日本) : シティ世界国債指数 (除く日本) とは、Citigroup Index LLCにより設計、算出、公表されている指数であり、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券指数です。
- JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド : JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的な指数です。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

ファンドの運用は平成27年5月29日より開始する予定であり、該当事項はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。なお、ファンドにはベンチマークはありません。

最新の運用実績は委託会社のホームページ等で確認することができます。



手続・手数料等

お申込みメモ

※販売会社によっては「毎月決算型」または「1年決算型」のいずれか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	当初申込期間: 1口当たり1円とします。 継続申込期間: 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める1口の整数倍の単位とします。 (販売会社へのお申込みにあたっては1円の整数倍の単位でお申込みできる場合があります。 詳しくは、販売会社にてご確認ください。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	継続申込期間においては、原則として午後3時までとします。 (販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。)
購入の申込期間	当初申込期間: 平成27年5月1日から平成27年5月28日までとします。 継続申込期間: 平成27年5月29日から平成28年8月10日までとします。 (継続申込期間は上記期間満了前に、委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
購入・換金の申込不可日	以下に掲げる日においては、購入(継続申込期間中)・換金のお申込みはできません。 ・以下に掲げる日の2営業日前の日および当日 ルクセンブルクの銀行の休業日、ロンドンの銀行の休業日 ・一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(組入投資信託証券の投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。)があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受け付けを取消すことがあります。
信託期間	平成27年5月29日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	各ファンドにつき、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	[毎月決算型] 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。 (注) 初回の決算日は平成27年7月10日とします。 [1年決算型] 毎年5月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	[毎月決算型] 年12回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 [1年決算型] 年1回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。
信託金の限度額	各ファンドにつき、3,000億円とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	[毎月決算型] 毎年5月、11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、かつファンドに係る知れている受益者に交付します。 [1年決算型] 毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、かつファンドに係る知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	3.24% (税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口=1円)に乗じて得た額とします。 (上記は1口当たりの購入時手数料です。購入時手数料の総額は、これに購入口数を乗じて得た額となります。) 購入時手数料は、投資信託を購入する際の商品等の説明や事務手続等の対価として、販売会社に支払う手数料です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年 1.377% (税抜1.275%)の率を乗じて得た額とします。運用管理費用(信託報酬)は、「毎月決算型」は毎計算期末または信託終了のとき、「1年決算型」は毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は当該終了日の翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。 [運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)および役務の内容]		
	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.5%	年率0.75%	年率0.025%
	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、各種情報提供等、基準価額の算出等	購入後の情報提供、交付運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等
投資対象とする投資信託証券	新興国株式ボラティリティ低減ファンド ショートタームMMF JPY		純資産総額の年率0.6% 純資産総額の年率0.3%(上限)
実質的な負担	最大年率 1.977% (税抜1.875%)程度 (この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。)		
その他の費用・手数料	信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率 0.054% (税抜0.05%)相当を上限とした額)が毎日計上されます。当該諸費用は、監査法人に支払うファンドの財務諸表の監査に係る費用、目論見書、運用報告書等法定の開示書類の作成等に要する費用等です。 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)が、そのつど信託財産から支払われます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われます。		

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

NISAは、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、平成27年2月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Memo



